



児童委員、主任児童委員とは

厚生労働省から委嘱される民生委員は、それぞれの担当地区において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める人たちであり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談・支援等を行い、一部の児童委員は児童に関することを専門に担当する“主任児童委員”の指名を受けています。

※主任児童委員の「主任」は、職位ではなく、子どもに関する支援を”主に任ずる”という意味があります。

児童委員、主任児童委員は地域の”身近なおとな”として活動しています。



地域の顔見知りになる

全国各地の学校の正門や通学路などであいさつ運動を実施しています。日々のあいさつを継続して行うことで少しずつ会話が生まれ、この何気ない会話から子ども・子育て家庭の困りごとの早期発見につながっています。

子どもの登校のお手伝い

ひとり親家庭で起床時間が不規則となり登校できない子どもに対し、学校、社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）、地域子育て支援センター、児童クラブ等と協力して登校支援等も行っています。また、子どもを介し、家族支援につながるケースもあります。

※記載の取り組み事例は一例です。

浜玉っ子応援団として浜玉地区の小・中学校の教育活動のサポートをしています。

（浜玉っ子応援団の会員は、各地区の民生委員・児童委員と趣旨に賛同してくださった方（現在63名））

活動例・・・新1年生の下校や給食準備、野菜の苗植え、家庭科の手縫い・ミシン学習、持久走大会練習時の走路の見守り、しめ縄作り、音楽お箏の学習、けいらん作り、町探検の見守り、昔遊び体験等・・・

*しめ縄作りや昔遊び体験は、春秋会の皆さんと協力して、行いました。内容によっては、保護者の皆さんと協力しあうことで、活動が充実し子どもたちの笑顔につながりました。

学校と保護者・地域がつながり、協力し合いたいと考えています。(^^)!

子どもたちが生涯、幸せに過ごせますように・・・、共に育ててまいりましょう。❤❤❤

知ってください！ 児童委員、主任児童委員のこと！



児童委員、主任児童委員は自らもその地域に暮らす一員として、継続した**伴走型支援**ができます。

不登校やヤングケアラーなど**長期的視点**で子どもと保護者を見守ります。

また、行政の介入が難しい場合にも**同じ地域住民として寄り添うこと**をとおして、必要な支援につなげています。

現在、学校と地域の連携・協働をすすめる取り組みとして、学校運営協議会を置くコミュニティ・スクールなど、**地域の人びとが学校運営に関わる仕組み**ができています。地域の実情をよく知る各地の民生委員・児童委員（主任児童委員含む）が、そこに参画し、活躍しています！

学習支援や子ども食堂等をとおした居場所づくり、制服リサイクル等を通じて**子どもの未来を後押しする取り組みを実施**しています！



学校の先生がたからこんな言葉をもらいました

- ・地域の方がたに見守ってもらえていることを子どもたちが直に感じられることがありがたい
- ・地域の温かい目が子どもたちを育てていることを感じる

子どもの未来はまちの未来

子どもたちを「地域の宝」として、健やかな育ちを支えるためには、保護者への支援を含め、地域で子育て・子育てを支援していくことが大切です。

守秘義務

児童委員には、民生委員法第15条により、守秘義務が定められています。相談内容や個人情報、プライバシーに関することが他にもれることはありません。

なお、守秘義務は児童委員退任後も引き続き課せられます。

行政との連携

厚生労働省ならびに文部科学省からの通知「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について」においても、円滑な連携体制、情報共有等に努めることありますので、安心してご相談ください。

 **地域全体で子ども・子育て家庭を応援しましょう！**

この地域の児童委員、主任児童委員は

吉村悦子*加茂律子 です。

何かお困りごとはありませんか？

どうぞお気軽にご相談ください。